

第2回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年2月4日（金） 午前10時57分～

2. 場 所 野辺地町役場 議場

- ### 3. 会議に出席した委員

1番	野田頭	政子	2番	毛利勝廣	3番	野坂長太郎
4番	村山勝雄	5番	田村敬一	6番	福士重光	
7番	高松誠	8番	魚住ゆり子	9番	高田光雄	

4. 会議に欠席した委員
な し

- ## 5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

野坂 勝 柴崎 幸三 古沢 高明
村山 茂 二ツ森 均 江刺家 昭彦

6. 会議に欠席した農地最適化推進委員
杉 山 福 行

- ## 7. 会議に出席した職員

事務局長 玉山 順一 総括主査 吹越 麻衣子
農林水産課総括主査 柴崎 功志

- ## 8. 会議に付した案件

議案第 3 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について
議案第 4 号 農地・非農地の判断について

- ## 9. 議事の概要

以下のとおり。

	【開会時刻 10時57分】
議 長	ただいまから、野辺地町農業委員会、第2回総会を開会いたします。 本日の出席委員数は9名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。 本日の付議案件は2件となっております。 事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番 野田頭 委員と、4番 村山 委員 にお願いします。 議事に入ります。 「議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案) について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書1ページをお開き願います。 議案第3号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について、野辺地町長から意見を求められている件です。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)については、農業経営基盤強化促進法第6条で市町村は、政令で定めるところにより基本構想を定めることができると規定されています。 県の指針は令和3年3月に見直しされていますので町の基本構想は令和3年度中に見直ししなければなりません。 今回の主な変更部分は町農林水産課担当者から説明があります。委員の皆さんには事前に構想案を配布していますので、御意見よろしくお願いいたします。 それでは、説明よろしくお願いいたします。
農 林 水 産 課職員	改めまして、今回の基本構想担当の農林水産課柴崎です、よろしくお願いいたします。 農業経営の目標を設定するものであり、先ほど説明がありましたように、県の指針に合わせて見直しをしていくというものであります。 事前に基本構想の見直しの概要をお渡ししております。主な変更点はこの資料のとおりとなっておりますので、この資料の読み上げをもって説明とさせていただきます。 まず、所得目標、資料の2ページになります。「(1)の主たる従事者の所得」、つまり経営体の皆さんの所得が県の基本方針で430万から530万となっております。それに対しての町の基本構想は、現行400万に対し県方針の下限である430万と設定いたしました。「(2)の世帯あたりの農業所得」ですが、県の基本方針570万から670万、これに対し町の基本構想は、現行530万に対し県方針の下限である570万と設定いたしました。 「労働時間」についてですが、県の基本方針と同じく一人当たり概ね2,000時間、こちらについては現行2,000時間に変更なしとなっております。 次に、議案書6・7ページ、個別経営体と組織経営体の経営指標、これから新規に就農される方の3パターン経営指標を記載しております。こちら

	についての主な変更点は、まず、組織経営体に今回新たに酪農の指標を追加いたしました。あとは、先ほどの所得目標に適合するよう、県から示された経営指標をもとに作付面積を調整させていただきました。 続いて、新規就農者についてですが、「(1) 主たる従事者の所得」が県の基本方針で220万から270万、これに対し町の基本構想は、現行200万に対し220万、県方針の下限に設定いたしました。「(2) の世帯あたりの農業所得」は、県の基本方針は290万から340万、これに対し現行270万に対し県の下限である290万に設定いたしました。「(3) 労働時間」については県方針の見直しがなかったので2,000時間で変更なしとしております。 次に、議案書7ページ、農用地の集積目標ですが、県方針では令和5年度までに担い手への集積90%となっており、現行42%で設定しているのですが、今後の農用地の面積の減少等を加味し53%と設定いたしました。 その他の変更点としては制度の変更や語句誤り等の修正となっておりますので、説明等省略させていただきます。 私からの説明は以上です。
議 長	それでは議案第3号について、御審議願います。 御意見等ございませんか。
5 番	当町の平均の所得はいくらくらいになっていますか。
農 林 水 産 課職員	具体的な数値は出せていないのですが、感覚として、所得でいくと200万から300万くらいではないかと捉えています。
3 番	農地の集積目標、今現在何%くらいなの。
農 林 水 産 課職員	計算した資料がなかったのではっきりとした数値ではありませんが、35から38%くらいです。
3 番	どういう方法で増やしていくの。
農 林 水 産 課職員	まず、農用地の分母として、農地の面積が年々減少しているので、過去5年間の減少面積の平均を差し引き、さらに農地面積のうち公共機関が所有している農地面積を引いた面積を目標年度の分母に設定すると53%という数値になります。現在の集積面積を維持することでおおよそ目標面積となります。
3 番	所得は総収入のこと。
農 林 水 産 課職員	所得は総収入ではなく所得です。
3 番	実質収入ってこと。
農 林 水 産 課職員	実質収入です。
7 番	5 ページの営農類型のこかぶの面積が8反歩になっているのと、機械の田

	植機とコンバインが 1/3 と 1/6 になっているのは共有で使うってこと。
農 林 水 産 課職員	質問を整理させていただくと、まず、こかぶの面積、1.2 から 0.8 に減っているのはなぜかということですか。
7 番	その通りです。
農 林 水 産 課職員	県が示した経営指標に基づいて計算すると、こかぶの単収が高く、700 万とか 800 万の数字になり、事前に県と協議したところ、所得目標 570 万に対し経営指標の設定が高すぎると指摘を受けたことから、ながいもとこかぶの面積を減らした形になります。
7 番	今現在こかぶの値段も下がってきている。県の指標がそんなに高くなっているの。
農 林 水 産 課職員	そうですね。
7 番	それは現状とあっていないということじゃないの。
農 林 水 産 課職員	たしかにこかぶの所得が減少しているのは承知しているのですが…。そのような意見があったということで改めて県と協議したうえで方針を決めていきたいと思います。 もう一つは機械の関係ですが、こちらについても情報を整理してから改めてご説明させていただきたいと思います。
7 番	町の現状と併せて作ってもらわないと、あまりにも離れていれば町の指針にならないと思うんだよね。
3 番	県内でこかぶがどのくらい作付けされていて金額的にどのくらいかわかるの。
農 林 水 産 課職員	東北町含めてであれば分かりますが県全体となると把握できていません。
推進委員 村山氏	今回の見直しを見ますと、従事者の所得等見直しされて増額となっています。ところが作付面積の見直しを見ると相対的に面積は少なくなっています。先ほどから説明されている、県の指標をもとに作成しているということですが、面積は減っているのに所得が上がっているということは、いかに県の指標であっても理解しがたいことだなと思っていました。そのあたりは、県の方にも確認してもらって、どいういう考え方の下でこういう指標が作成されたものか、そのあたりについても説明していただければと思います。
議 長	他に何かありませんか。なければ、今皆さんからいただいた意見を集約をして、調べ方についても皆さんから聞き取りをしてもらって、県とも綿密にやりとりをしてもらって、後日皆さんに報告をしてもらいたいと思います。 いかがですか、よろしいでしょうか。

委 員	(異議なし)
議 長	御異議ないものと認め、次に、「議案第４号 農地・非農地の判断」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書２１ページをお開き願います。 議案第４号 今年度の利用状況調査により農地としての利用が不可能と判定した農地について、農地・非農地の判断を求めるものであります。 合計筆数は７筆、合計面積は１８,１５６㎡です。 いずれの土地も長年休耕しており、賃借予定も耕作予定も無いと利用意向を得ております。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第４号について、御審議願います。 御意見等ございませんか
委 員	(なし)
議 長	議案第４号について、非農地とすることで御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第４号については非農地とします。 本日の議案は以上となりますので、本日の議事を終了いたします。 事務局から事務連絡をお願いいたします。
【閉会時刻 １１時 １８分】	